

会 議 案 第 6 号

大津市災害等対策基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和4年12月22日

大 津 市 議 会 議 長
伴 孝 昭 様

提 出 者 総務常任委員会委員長
竹 内 基 二

大津市災害等対策基本条例の一部を改正する条例

大津市災害等対策基本条例（平成２７年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 前文 第１章～第６章 一略一 第７章 補則（第３２条—<u>第３６条</u>） 附則 （避難） 第１４条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から<u>避難準備情報、避難勧告又は避難指示</u>の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。 ２ 一略一 <u>（おおつ防災の日）</u> <u>第３４条 市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。</u> <u>２ おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。</u> <u>３ 市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</u> （財政上の措置） 第３５条 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 （検討） 第３６条 市長は、この条例の施行後３年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、こ	目次 前文 第１章～第６章 一略一 第７章 補則（第３２条—<u>第３５条</u>） 附則 （避難） 第１４条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から<u>避難に関する情報</u>の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。 ２ 一略一 （財政上の措置） <u>第３４条</u> 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 （検討） <u>第３５条</u> 市長は、この条例の施行後３年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、こ

の条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。	の条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害対策基本法の改正により従来の避難情報の在り方が見直されたこと及び政府において定められている 9 月 1 日の防災の日に加えて趣旨を同じくする日を別に設ける必要性が乏しいことから、関係する規定について所要の改正を行うもの